令和5年第1回自治推進委員会 会議次第

日時:令和5年1月19日(木)

午後2時15分

場所:東御市中央公民館 講 堂

市民憲章唱和

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 市議会議長あいさつ
- 4 自治推進委員の委嘱
- 5 出席者紹介

東御市民憲章

東御市は、烏帽子、蓼科をはじめとした雄大な山並み、千曲の清流がおりなす豊かな風土と長い歴 史に育まれた美しいまちです。自然の恵みをうけた郷土は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって 築かれました。

わたしたちは、このまちに生きることに歓びと誇りをもち、未来(あした)に輝くまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1、自然を大切にし、環境と調和した美しいまちをつくります。
- 1、ともに支えあい、健やかで安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、思いやりの心をもち、子どもたちがのびやかに育つまちをつくります。
- 1、芸術や伝統に親しみ、文化の薫るまちをつくります。
- 1、活力ある産業を育み、若者がつどう豊かなまちをつくります。

6 会議事項

(1) 市の事務組織について

ア 事務組織及び職員配置について

(総務課) 1 %

(2) 補助金等について

ア 区の長期事業計画について

(地域づくり支援室) 6 🖫

イ 長期計画土木事業について

(建設課) 7 ∜⁻

ウ 市道の除雪作業に関するお願いについて

(建設課) 8 🚰

エ 防犯灯の取扱いについて

(生活環境課) 12 %⁻

オ 土地改良補助事業について

(農林課) 14 🖫

(3) 制度等について

ア 自主防災組織(消防防災班)の役割・取り組みについて

(総務課) 16 ⋚⁻

イ 災害時支えあい台帳の推進について

(福祉課)17 ∜⁻

ウ 地域活動備品貸出制度について

(地域づくり支援室) 18 💝

エ 地域づくりサポーター制度について

(地域づくり支援室) 19 🖫

(4) 連絡事項等について

ア 市報等の文書配布について

(企画振興課) 25 🖫

イ 令和5年度市政運営説明会及び地域づくり懇談会の開催について (企画振興課・地域づくり支援室) 26 %

ウ 東御市社会福祉協議会支部長の委嘱について

(社会福祉協議会) 別紙

エ 令和5年執行予定の選挙について

(選挙管理委員会)28 წ⁻

オ 令和5年度人権啓発学習会開催について

(人権同和政策課) 29 ⊱

カ 地域役員選出における男女共同参画の推進について

(人権同和政策課) 31 ⋚

キ 2023電電まつり踊り連参加のお願いについて

(商工観光課)32 ⋚─

ク 市内における開発事業について

(生活環境課) 33 🚰

ケ 地域で取り組む環境保全活動等について

(生活環境課)36 ⋚

コ 地域猫活動について

(生活環境課)37 ⋚⁻

サ チャレンジデー参加のお願いについて

(文化・スポーツ振興課) 38 🖫

シ 健康づくり推進員の推薦について

(健康保健課)39 ⋚⁻

ス 令和5年自治推進委員(区長等) へ依頼する業務等の年間予定表

(地域づくり支援室) 40 ⊱

セ 区長専用のメール配信のご利用について(再)

(地域づくり支援室) 41 🖫

7 質疑・応答

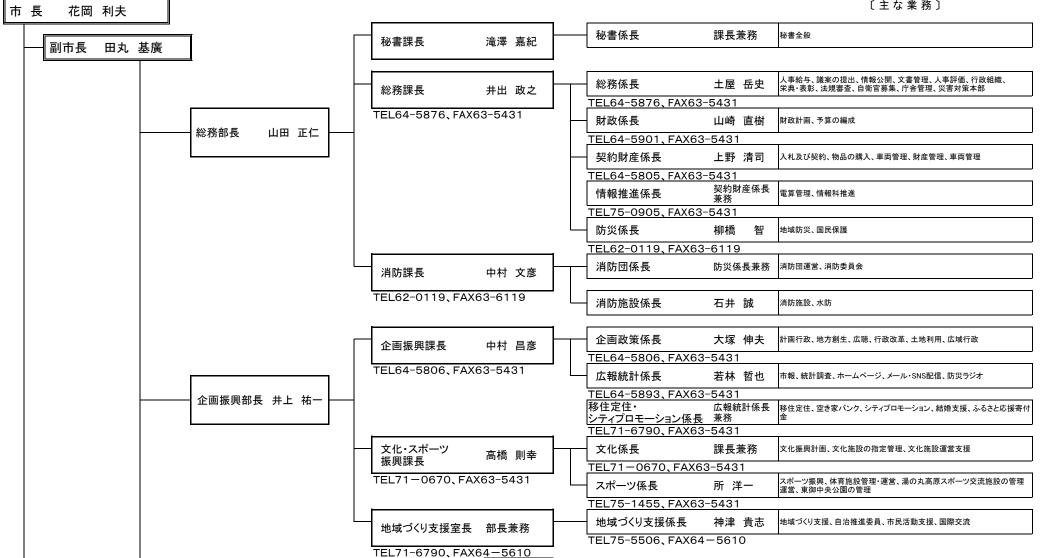
- 8 その他
- 9 閉 会

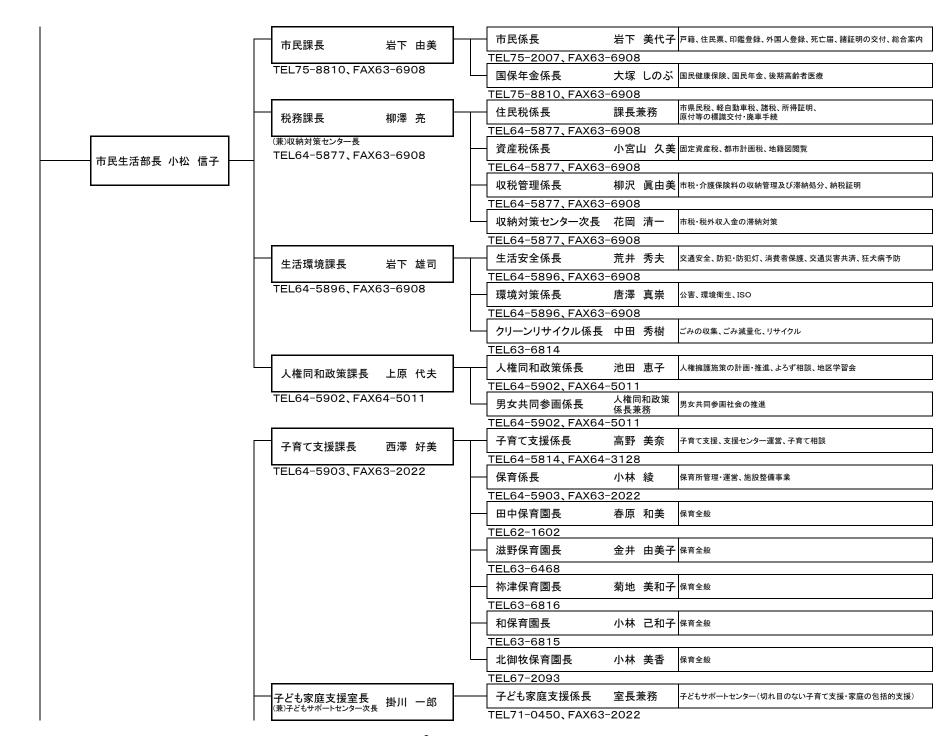
東御市事務組織及び職員配置について(令和5年1月1日現在/係長以上)

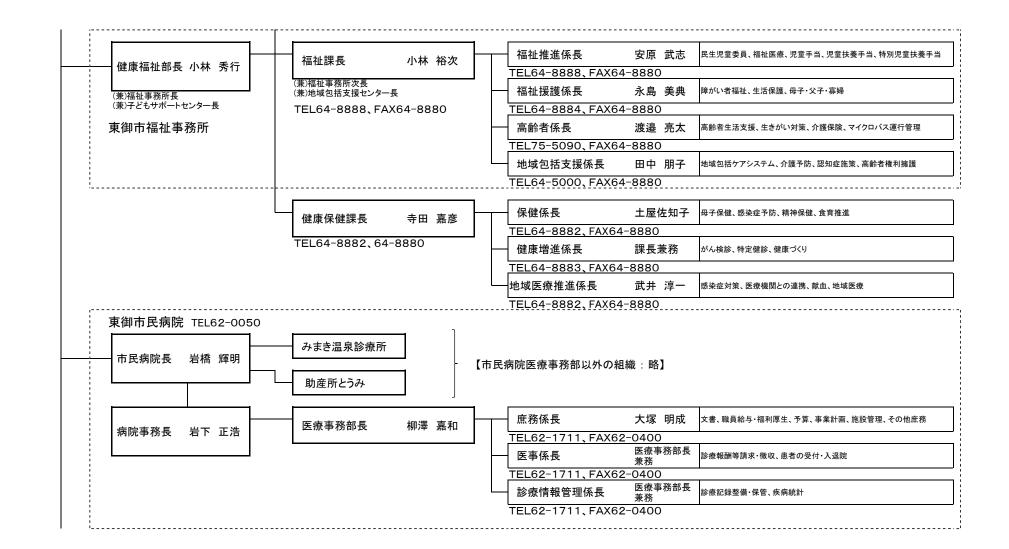
【電話番号 62-1111(代表)】

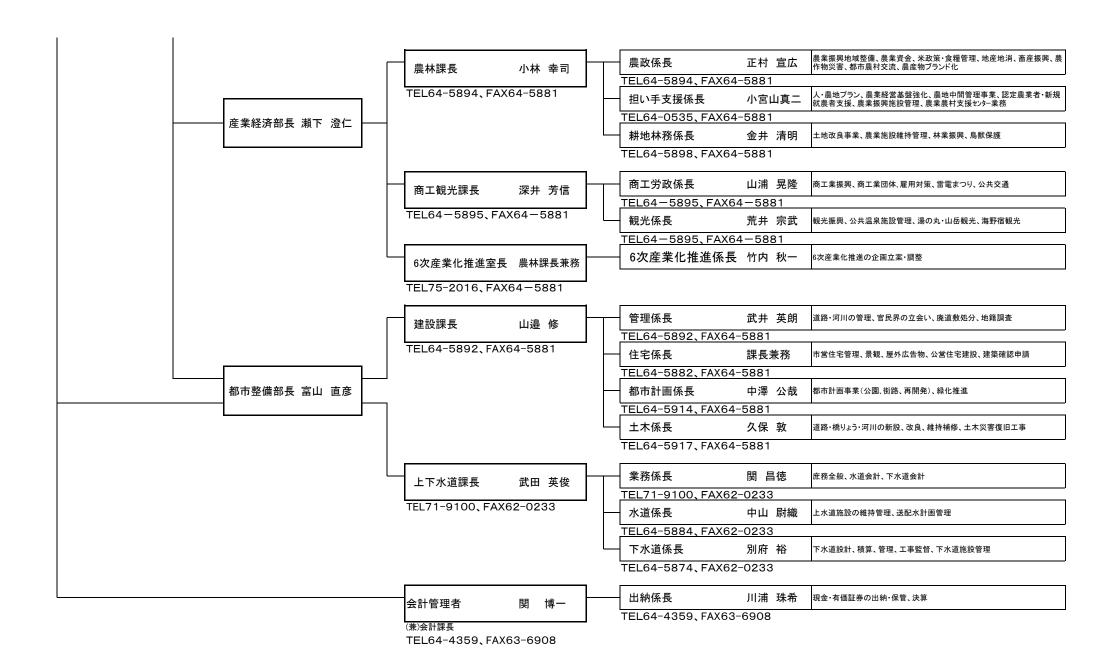
(1)-ア

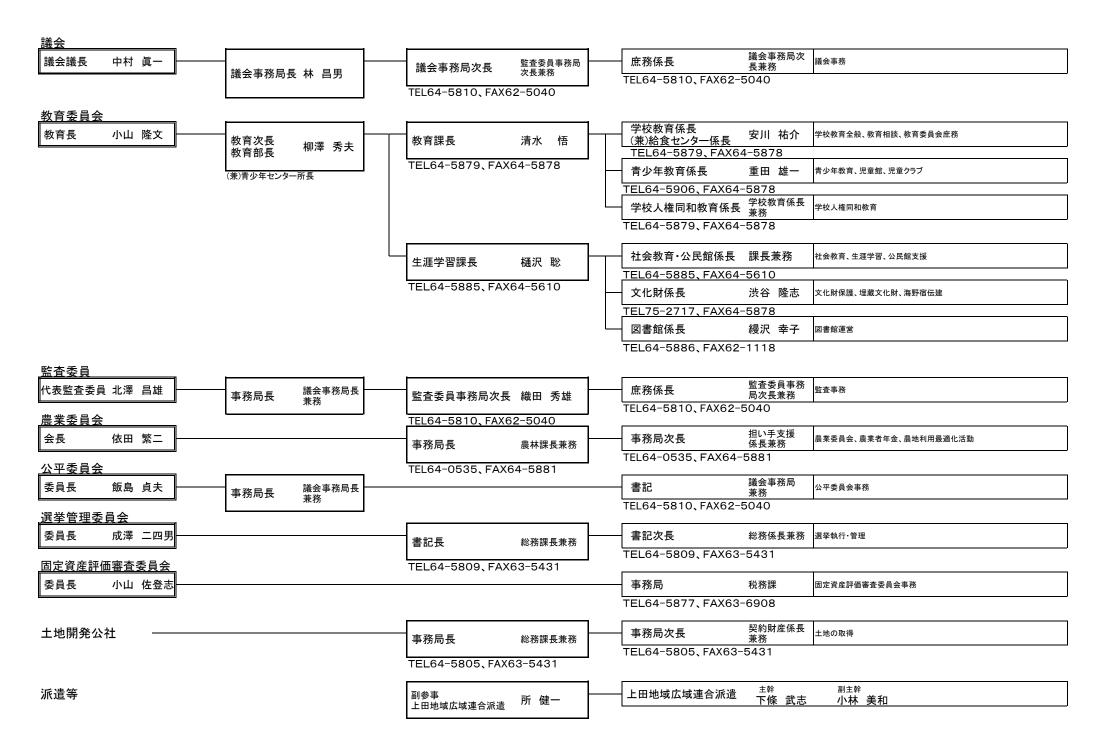
(※電話番号等の掲載の無い課・係等や担当業務が不明の場合はこちらにおかけください。) 〔主な業務〕











区の長期事業計画について

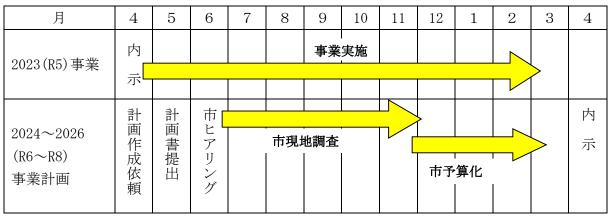
1 区の長期事業計画とは

区内の社会的生活基盤の整備を進めるため、今後の3年間において、補助金を受けて 区が実施したいと考えている事業や、市に実施要望をする事業をまとめた計画です。

2 計画書の作成

昨年、区が作成し市に提出した事業計画書(前区長に写しを交付)をもとに、進捗状況の点検、見直し(ローリング作業)を行い、新たに2024年度(令和6年度)から2026年度(令和8年度)までの事業計画を作成し提出していただきます。

3 スケジュール



※毎年繰り返して事務を行います。

4 対象となる事業

計画の対象となる事業は、概ね下表のとおりです。

補助金の率や地元負担の有無の詳細を記した手引きは、4月に送付します。

区 分		事業の内容
		農道の改良、農道の舗装の修繕
	農林	農業用施設整備(用排水路・ため池・頭首工・畑かん)
————————————————————————————————————		農地防災、小規模土地改良(ほ場整備・暗渠排水)
土木工事		市道の改良、県道整備
	建設	道路側溝・排水路の改修、河川整備
		カーブミラー、ガードレール整備
	教育	公民館の増改築・耐震工事、公民館敷地の舗装等
	教目	青少年広場整備、文化財の保護
2 D 14	2014 17-1-	車庫・詰所の増改築
その他	消防	消火栓新設、防火水槽整備
	生活	防犯灯整備、ごみ収集場所設置(改修含む)
他		隣接する区や、地区に関すること

5 問い合わせ 地域づくり支援室 電話 75-5506

長期計画土木事業について

1 事業の目的

安全性、機能性、また利便性などを損なっている公共土木施設を整備し、安全・安心な暮らしやすいまちづくりをしていくことを目的とします。

2 対象事業・内容

名 称	内 容
道路改良及び維持	・市道認定路線を 4m 以上にする工事、待避所の設置
修繕事業	・市道認定路線の舗装新設・修繕
河川及び水路改修	・河川及び排水路の改修・整備(用水路は除く)
事業	・道路側溝の新設・改修
交通安全事業	カーブミラー、ガードレール、区画線、グリーンベルト
	の設置・修繕

3 実施手順

項目・実施時期	内 容
① ヒアリング	事業計画書を基にご要望をお聞きします。ヒアリングまで
6 月	に事業計画書の作成をお願いします。なお、ご要望箇所に
	ついては 必要最小限 でお願いします。
② 現地立会い	上位要望箇所にて現地立会いをお願いします。要望の詳細
10~11 月頃	および、現地状況を確認させていただきます。
③ 工事箇所内示	工事の実施が決定した区に実施箇所をご連絡します。
翌年度4月	
④ 工事	年度内に工事が完了するよう順次発注していきます。工事
翌年度5~3月	は市が発注します。用地など区内の調整をお願いします。

4 特記事項

- ・ 当該年度における工事費は、1箇所につき300万円以内となります。区の工事 費負担はございません。
- ・ 現地立会いでは、優先順位の高い箇所を各区1、2箇所を確認させていただきます。
- ・ <u>例年、数多くの事業を要望していただいていますが、全てのご要望にお答えできないことから、土木事業については再度精査していただき、優先順位の高い箇所のみ必要最小限とさせていただきますのでご理解ご協力をお願いいたします。</u>
- ・ 用地買収が必要となる事業は、<u>予め地権者に用地の提供(ご協力及び相続等の</u> <u>処理)が可能か確認をお願いいたします</u>。事業計画書には用地の了解が得られ た箇所を記載してください。
- 土地の買収単価や物件補償額につきましては、市の基準により算定いたします。

5 問い合わせ

建設課 土木係 電話:0268-64-5917

市道の除雪作業に関するお願いについて

1 除雪について

(1) 市が行う除雪

概ね積雪8cm以上で対応し、通勤、通学、バス運行の時間帯までに、できる限り作業を完了し、道路利用者の交通確保に努める。

市内の幹線道路 → 市内業者等により実施。

(2) 区が行う除雪

概ね積雪 10cm 以上で対応し、区が選定した生活に密着した集落内道路の安全を確保する。

集落内道路 → 区が契約した業者(個人を含む)等により実施。

「東御市生活道路除雪事業補助金」について

区と業者は除雪路線の委託契約を結び、市は除雪費用に対し補助を行います。

補助額 = 区が除雪作業に要した委託費用(実績額)の1/2

提出書類(実績報告書、請求書)の様式、記入例を3月上旬に送付いたしますので、 令和4年度実績の整理をお願いいたします。補助金の支払いは令和5年5月頃を予定 しています。

(3) 県と市の相互除雪について

平成26年2月の大雪を踏まえ、県道や市道など従来の管理区分を超え「緊急時における相互除雪」を行います。県が市道を、市が県道を除雪するといった連携が可能となり、より迅速に通行を確保します。

2 融雪剤散布について

(1) 市が行う融雪剤散布

気象状況、路面状況等から、路面凍結の発生が予想される場合に対応し、道路利用者の交通確保に努める。

市内の幹線道路 → 市内業者等により実施。

(2) 区が行う融雪剤散布

集落内道路(凍りやすい箇所) → 区が実施。

1回あたり5袋(1袋25kg)を目安として融雪剤を支給します。なお、気象条件などにより、支給袋数やその頻度を調整させていただくことがあります。

【融雪剤支給までの手順】

・自治推進委員(区長)は、必要数、希望日時を連絡し、直接取りにお越しください。

連絡先 : 【建設課管理係 電話:64-5892】

配布場所: 東御市役所別館及び北御牧庁舎 (取りに来て頂く方は自治推進委員(区長)でなくても構いません。)

3 砂ポストの活用について

道路勾配が急で凍結の恐れがある箇所には、市道脇に「砂ポスト」が各所設置してありますので、ご活用ください。

4 小型除雪機・除雪板等の購入補助制度について

市では、区の小型除雪機等の購入に対し補助制度を設けています。 (「東御市小型除雪機等購入補助金交付要綱」参照) 希望のある区は早めに連絡をお願いします。

- (1) 小型除雪機の購入補助 → 購入費の1/2 (限度額 15 万円) (自走式のロータリー等)
- (2)除雪板等の購入補助 → 購入費の1/2 (限度額 15 万円)(トラクター、軽トラック前面に装着する除雪板等)
- (3) 小型除雪機等の修繕補助 → 修繕費の1/2 (限度額 5万円)

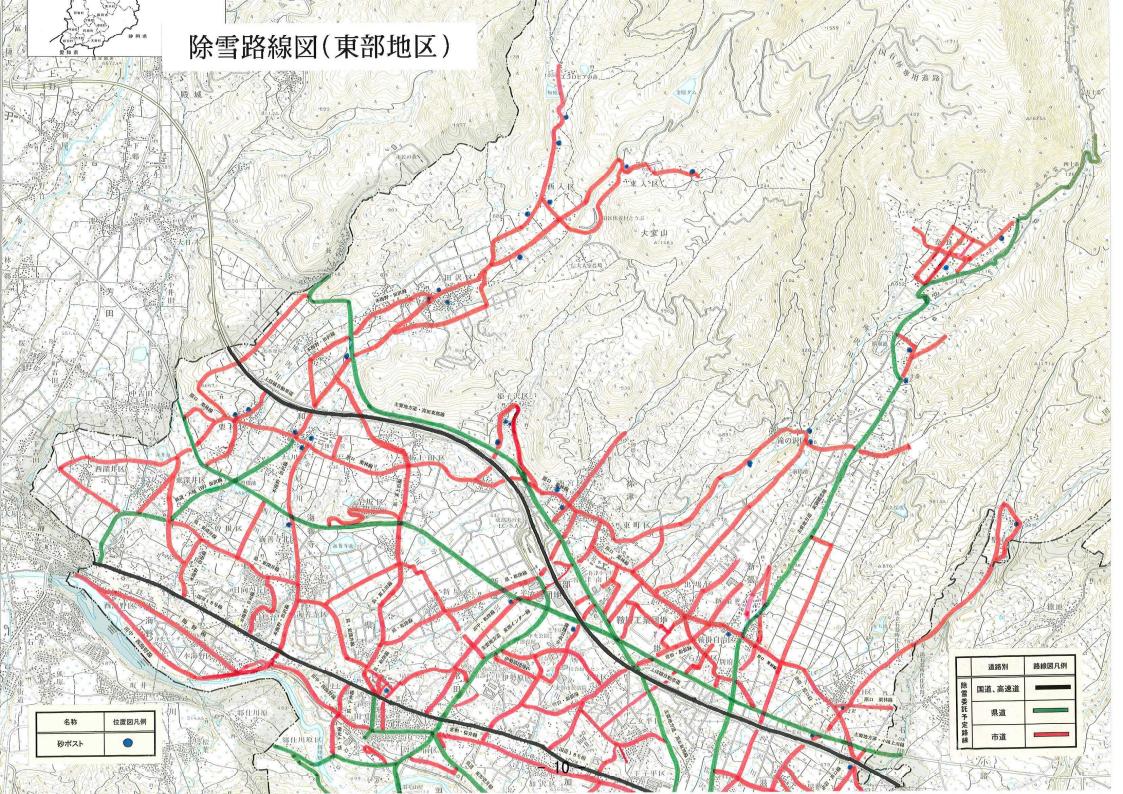
5 アスファルト合材の配布について

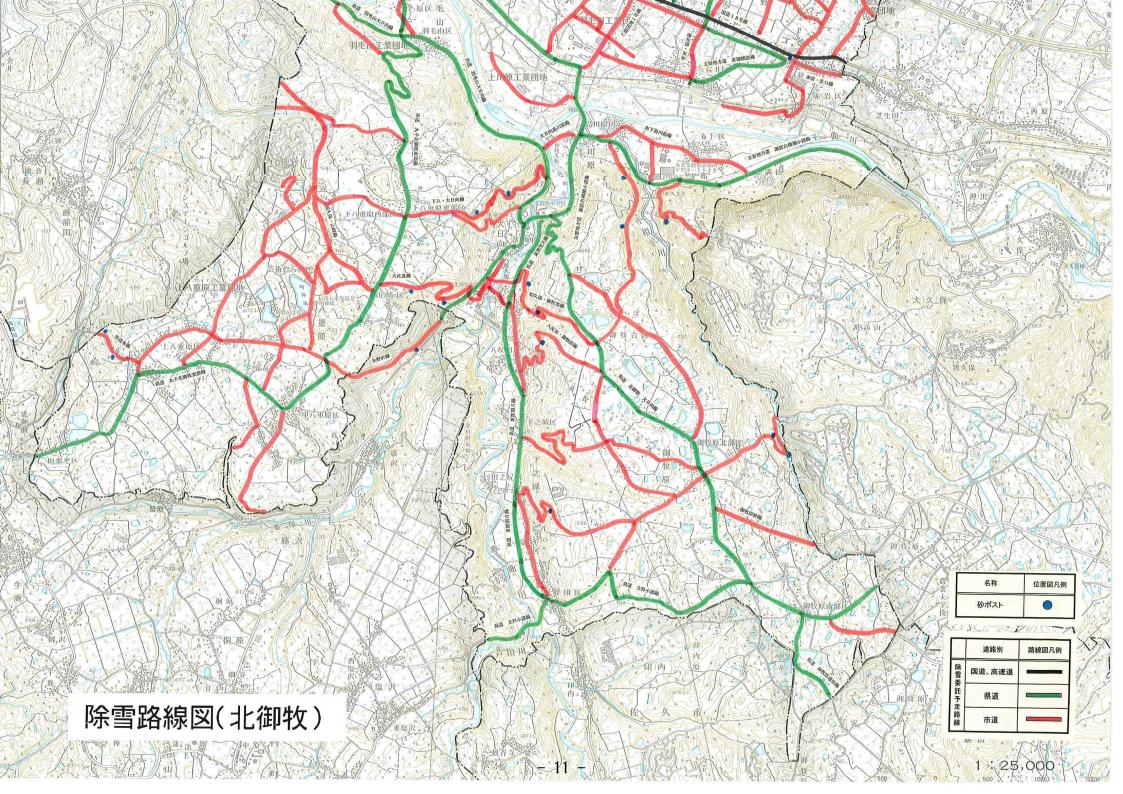
市では、道路パトロールや、市民の皆様に寄せていただく情報により、市道の傷みや破損箇所をアスファルト合材にて補修対応しています。

道路の補修に関しご協力いただける区へ合材を配布しておりますので建設課管理係までお問い合わせください。(配布数の目安:1回3袋(1袋30kg))

6 問い合わせ

建設課管理係 電話:64-5892





防犯灯の取扱いについて

1 防犯灯の管理区分

	区	市	
電気料金	区内(集落内)防犯灯の電気料金を 負担	集落間防犯灯の電気料金を負担	
日常管理· 修繕·新設	区内 (集落内) 防犯灯の管理、修繕・ 新設等の費用を負担	集落間防犯灯の管理、修繕・新設等の 費用を負担	

※<u>区内(集落内)防犯灯</u>の修繕、新設等については、下記のとおり防犯灯設置事業補助金を活用できます(事業費が 10,000 円以上のものに限ります)。

2 防犯灯設置事業補助金について

- (1) 補助金の対象となるもの
 - ① 内示となった区の長期事業計画ヒアリングに基づく事業要望箇所。 (原則として新設の場合は付近 50m 以内に他の防犯灯が無いこと。)
 - ② 緊急的に設置や修繕が必要であると認められるもの。

(2) 補助率

補助対象		補助率	補助	限度額
LED 防犯灯	(1) 新設、移転、修繕、照明器具の撤去、 蛍光灯等から LED 灯への更新			15,000円
BB (7335/4	(2) (1)に防犯灯柱の工事を伴うもの (新設、移設、修繕)	1/2	1 基に つき	50,000円
防犯灯柱の撤去(照明器具が設置されている柱を含む)				25,000 円

(3) 補助金の申請から交付までの流れ

①施工業者選定 · 見積依頼

複数基の修繕等を行う場合、1基ごとの金額がわかる見積書をご用意ください。

②補助金等交付申請書の提出

【添付書類】見積書、設置位置図(住宅地図、略図)、防犯灯の製品カタログ等 →市で書類の受付・審査後、補助金等交付決定通知を送付します。

③発注・着工

<u>交付決定後に着工して下さい。事前着工の場合は補助対象外となりますのでご注意ください。</u>

④実績報告書の提出(工事完了後)

【添付書類】領収書(写し)、設置前後の写真

→市で書類の受付・審査後、補助金等確定通知を送付します。

⑤補助金等交付請求書の提出

→確定した補助金額をお支払いします。

(4) その他

- ・長期事業計画以外の緊急性のある防犯灯修繕等については、担当課へ事前にご相談 ください。
- ・球切れ等不具合のある区内防犯灯は、お早めの修繕をお願いします。
- ・定期的に区内防犯灯柱の腐食等の不具合を確認し、倒壊等の事故が起きないよう お願いします。
- 集落間防犯灯(市管理)で不具合等のある場合は担当課へご連絡ください。

3 問い合わせ

生活環境課生活安全係(庁舎本館1階) 電話:64-5896

土地改良補助事業について

1 事業の概要

農業基盤を整備して農業生産の向上を図るため、区や土地改良区、水利組合等が事業主体となって行う農業用施設及び農地を対象とする土地改良事業に対して、補助金の交付を行っています。

2 補助金交付対象事業

事業の種類	採択基準		補助率 (%)
農業用用排水施設整備事業	農業用用排水施設(畑地かんがいを含む。)の新設、改良又は整備に要する経費		65 以内
曲光軟件車光	一定の計画に基づいて行う農道 の新設又は改良事業に要する経	幅員 4m 以上	70 以内
農道整備事業	費(用地費については別に定める額の範囲内とする)	幅員 2.5m 以上 4m 未満	55 以内
農道舗装事業	農道舗装に要する経費	幅員 1.8m 以上	70 以内
原材料支給事業	原材料(資材)に要する経費	生コン、砕石等	70 以内

※補助金の対象となる事業は、1件の事業費が5万円以上、限度額は300万円です。

(複数年に分けて同一箇所を実施する場合でも1件の事業と見なし、単年度事業費の限度額は300万円です。)

- ※上記以外に農地防災事業及び災害復旧事業、小規模土地改良事業があります。
- ※農道的に使用していても市道認定されている場合は、本補助金の交付対象とはなりません。(対象道路の確認は、その都度農林課又は建設課にお尋ねください。)

3 事務手続きについて

下表黒枠太線部が本年の自治推進委員(区長)の皆様にお願いする箇所です。

	①R4 年度工事	②R5 年度工事	③R6 年度以降工事
ヒアリング	R3年6月	R4年6月	R5年6月以降
内内示	R3年12月	R4年12月	R5 年 12 月以降
内示、工事	R4年4月~R5年3月	R5年4月~R6年3月	R6年4月以降

① R4 年度工事

R4年4月に内示を出した工事です。完了していない工事がある場合は、3月までに工事を 完了するよう進めてください。(事務手続きは、「②R5年度工事」を参照してください。)

② R5 年度工事

(1) 実施筒所の内内示(12月)と内示(4月)

12月に内内示を出し、その後4月に改めて内示を出し実施計画箇所の書類一式を郵送します。

【書類:補助金等交付申請書、補助事業等実績報告書、市単土地改良事業補助金請求書】

(2) 施工業者の選定・補助金等交付申請書の提出

ア 区で施工業者を選定し、計画図等の作成、工事費の見積りを施工業者に依頼してください。 イ 事業効果が最大となるよう、工事の開始時期(工期)は各区で決定してください。

ウ 工事開始前(着工1ヵ月前を目安)に補助金等交付申請書に添付書類を添えて提出してください。【添付書類:位置図、現況写真、計画図、見積書の写】

(3) 工事の着手

市から補助金交付決定通知書が届きましたら、区と施工業者で契約を締結し着工してください。また、工事を進めていく中で、工事内容の変更等により事業費の増減がある場合は、 早めに農林課耕地林務係へご相談ください。

(4) 補助事業等実績報告書の提出

工事が完了しましたら、添付書類を添えて補助事業等実績報告書を提出してください。 【添付書類:位置図、工事写真、出来型展開図、請求書の写、領収書の写】

(5) しゅん工検査

工事のしゅん工検査を行います。自治推進委員(区長)さんの立会いをお願いします。 しゅん工検査に合格しましたら、市単土地改良事業補助金請求書に振込先を記入し、通帳 の写しを添えて提出してください。

(6) 補助金の振込

後日、補助金の振り込みを行いますので、ご確認をお願いします。 なお、施工業者への支払いは区(発注者)からお願いします。

※工事が年内に完了しない場合、上記(4)以降の手続きは翌年の自治推進委員(区長)さんにお願いすることになりますので引継ぎをお願いいたします。

③ R6 年度以降工事

(1) ヒアリング調査(6月)

次年度以降に区で計画する市単土地改良補助事業の要望についてお聴きします。 区内で十分協議を行い、事業の優先順位を付けてヒアリングに臨んでください。

(2) 現地確認(10月~11月)

各区の優先順位が高い箇所について、自治推進委員(区長)さんと一緒に現地確認させていただきます。

(3) 実施箇所の内内示(12月)

現地確認の結果を基に、工事内容、緊急性、必要性等を考慮し精査のうえ、内内示通知書を郵送します。

4 問い合わせ

農林課耕地林務係(庁舎別館2階) 電話:64-5898

自主防災組織(消防防災班)の役割・取り組みについて

- 1 自主防災組織について(配布資料:自主防災組織【各区消防防災班】活動マニュアル参照)
 - ① 自主防災組織とは (マニュアル:1ページ)

自主防災組織とは、日頃から防災活動に取り組み、災害等が発生したときに自主的に防災活動を行う組織のことです。<u>※現職消防団員は、消防団長の命により災害対応</u>を行うため、班への編成はご遠慮ください。

② **自主防災組織の役割** (マニュアル: 2ページ)

日頃の安全点検や訓練の実施、災害時には避難所の運営や初期消火、救助・救護などの重要な役割を担っていただきます。<u>※活動内容は、マニュアル4ページを参照</u>

③ 性別等に配慮した避難所運営 (マニュアル:3ページ) 性別等に配慮した避難所運営を推進していただきます。

4 各種訓練の実施 (マニュアル:5~7ページ)

様々な災害に対応するための各種訓練に取り組んでください。

・ 令和 2 年度長野県総合防災訓練 D V D の確認 (R3 年 1 月配布済)

東御市で行われた県の防災訓練の様子を収めたDVDです(<u>所在を確認</u>)。役員や 区民で一緒にご視聴いただき、避難訓練の取り組みの参考としてご活用ください。

ハザードマップの引き継ぎ

区長、副区長、会計の3役に個別配布していますので、引継ぎを受けてください。

⑤ 要配慮者への支援 (マニュアル: 7ページ)

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など災害時に弱い立場に置かれる要配慮者の皆さんを支援する体制にご協力ください。

⑥ 消防団との連携 (マニュアル:9ページ)

消防団と連携し、防災訓練をはじめ地域防災力の向上に取り組んでいただきます。

⑦ 災害情報の収集・伝達・共有 (マニュアル:10~11 ページ)

災害に関する各種情報について、QRコードによりスマホへの入手をお願いします。

2 令和5年度 市防災訓練について

今年度は、9月3日(日)を予定しています。

3 地域防災マップ作成の取り組み

県の補助事業を活用し、災害や危険個所等を入れた<u>区独自の防災マップを作成</u>する ことができます。作成希望のある区は事務局までご相談ください。

【作成例:本海野・西海野・白鳥台・大日向区防災マップ 資料参照】

■マップ作成の流れ

①事前講習会 ⇒ ②住民懇談会(地域の危険個所や安全な避難方法の話し合いの実施 ⇒ ③作成 ⇒ ④地域へ周知 ⇒ ⑤マップを用いた訓練の実施

問い合わせ先

総務課 防災係(東御消防署内) 電話:62-1111 (内線1196)

災害時支えあい台帳の推進について

台風の接近などにより災害のおそれがある場合、要配慮者(高齢者や障がい者等で、自力での避難が困難で援助を必要とする方)にとって区の皆さんは心強い存在です。

東御市と社会福祉協議会では、要配慮者に安全・迅速に避難していただくため、「災害時支えあい台帳・支えあいマップ」を東御市全区で作成いただくよう推進しております。

今後の災害発生時に備え、未作成の区におかれましては「災害時支えあい台帳・支えあい マップ」の作成をお願いいたします。

また、既に作成されている区におかれましては、「災害時支えあい台帳・支えあいマップ」 の更新及び活用方法・連絡体制の確認をお願いいたします。

≪ 災害時支えあい台帳、支えあいマップとは ≫

○災害時支えあい台帳

災害発生時や災害のおそれが高まった時の避難に備えて、要配慮者を登録した台帳

○支えあいマップ

災害時支えあい台帳に登録した要配慮者の自宅を表示した地図

≪ 台帳等の作成・運用単位 ≫

災害時の避難支援は、日頃からの地域の助けあいを中心とした「共助」の精神が基本となります。日頃の隣近所や地域ぐるみの絆が大切となるため、この災害時支えあい台帳・支えあいマップを作成いただき、各区(自治会)での活用方法・連絡体制の確認をお願いいたします。

≪ 台帳等の作成状況 ≫

東御市 67 区中 作成済 54 区 作成中 3 区

地区名	区数	作成済	作成中
田中	8	7	1
滋野	10	7	0
袮 津	14	9	0
和	14	13	0
北御牧	21	18	2
合計	67	54	3

≪ 台帳作成の支援・補助 ≫

市福祉課と社会福祉協議会がご相談をお受けし、すでに実施している区のケースを案内しながら、登録台帳づくりに向けての支援等を行います。また、台帳づくりの活動は社会福祉協議会の「おらほの地域福祉づくり事業」として、3万円を限度とした助成金の対象となります。

問い合わせ先 福祉課 福祉推進係 電話 64-8888 東御市社会福祉協議会 電話 62-4455

地域活動備品貸出制度について

1 備品貸出制度

市では、区または公共的活動を行う団体等が、地域の活性化に資する活動や、道路・河川の清掃、草刈り作業、不法投棄物処理等の作業を行うにあたり、トラックや備品の貸出しを行っています。

2 貸出備品

備品項目	貸出数量	使用内容	担当係
軽トラック	1	作業全般	地域づくり支援室
軽トラックダンプ式	1	作業全般	
刈払機	1 0	草刈作業	
ウッドチッパー自走式	1	剪定枝の粉砕処理	
チエンソー	2	支障木伐採処理	
脚立	2	支障木伐採処理	
高枝切機(エンジン式)	2	支障木伐採処理	
高枝バサミ	2	支障木伐採処理	
小型一輪車	5	土木・グランド整備作業	
土木用鉄レイキ	5	土木・グランド整備作業	
エンジンポンプ	1	花壇等散水	
小型管理機	2	花壇等管理	
プロジェクター	1	地域づくり活動	社会教育・公民館係
スクリーン	1	地域づくり活動	
ポータブルアンプ	1	地域づくり活動	

※機械類等の燃料は使用団体の負担になります。

3 貸出対象者

市内において公共的活動を行う区・自治区及び公益法人またはこれに準ずる団体です。

4 申込方法

貸出しを受けようとする日の1ヶ月前から7日前までに、所定の申請書類を提出してください。※公用車貸出の場合は運転免許証のコピーが必要です。

5 問い合わせ

地域づくり支援室 (中央公民館 2 階) 電話: 75-5506 社会教育・公民館係(中央公民館 2 階) 電話: 64-5885

地域づくりサポーター制度について

1 地域づくりサポーター制度

市では、地区・区が行う地域づくり活動を支援し、地域の活性化及び協働のまちづくりを進めるため、市職員を地区・区支援担当者(サポーター)として任命しています。

2 サポーターによる支援

サポーターは、次の事項を支援します。

- ① 市と地区・区の連絡、調整
- ② 地区・区の問題、課題の解決策の検討
- ③ 地区・区が行う地域づくり活動の企画、実践

【支援事例】

- ・市の補助金等の制度に対する情報提供、担当窓口との連絡調整 (申請書の作成や具体的な調整事務を行うものではありません。)
- 各種事業に関する予算措置状況についての担当課との連絡調整
- ・自治活動、地域づくり活動への助言と情報提供
- ・区の長期事業計画の検討会等への参加 (ただし、区の会計や庶務など、区役員の事務を手伝うものではありません。)

3 活用方法

- (1) サポーターの支援を必要とする場合は、地域づくり支援室または担当サポーターに依頼内容を伝えてください。
- (2) サポーターは、依頼内容に応じて、コミュニティ活動に対する情報提供や担当窓口との調整等の支援をします。

4 サポーター名簿

次ページ以降の地域づくりサポーター名簿をご覧ください。

5 問い合わせ

地域づくり支援室(中央公民館2階) 電話:75-5506

令和4年度地域づくりサポーター 名簿(田中地区)

任期:令和4年4月13日~令和5年3月31日

地区サポーター

役 職	氏 名	所属課	所属係
地区リーダー	正村 宣広	農林課	農政係
地区サポーター	寺田 嘉彦	健康保健課	
地区サポーター	中村 昌彦	企画振興課	
地区サポーター	山崎 直樹	総務課	財政係

^{※「}地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動(夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など)を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区名	氏 名	所属課	所属係
加沢	小林 誠司	農林課	担い手支援係
常田	西澤 好美	子育て支援課	
田中	小森 忠久	生涯学習課	社会教育・公民館係
県	柳澤 亜紀	健康保健課	保健係
本海野	池田 恵子	人権同和政策課	人権同和政策係
西海野	重田 雄一	教育課	青少年教育係
白鳥台	所 洋一	文化・スポーツ振興課	スポーツ係
城ノ前	鮱名 星児	農林課	農政係

^{※「}区サポーター」は、区ごとに原則1名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

令和4年度地域づくりサポーター 名簿(滋野地区)

任期:令和4年4月13日~令和5年3月31日

地区サポーター

役 職	氏 名	所属課	所属係
地区リーダー	滝澤 嘉紀	秘書課	
地区サポーター	岩下 美代子	市民課	市民係
地区サポーター	武田 英俊	上下水道課	
地区サポーター	高野 美奈	子育て支援課	子育て支援係
地区サポーター	若林 哲也	企画振興課	広報統計係

^{※「}地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動(夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など)を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区名	氏 名	所属課	所属係
赤岩	久保 敦	建設課	土木係
片羽	久保 隆佑	農林課	耕地林務係
桜井	中澤 公哉	建設課	都市計画係
大 石	土屋 佐知子	健康保健課	保健係
中屋敷	唐澤 真崇	生活環境課	環境対策係
別府	小川原 いずみ	商工観光課	商工労政係
原口	小川原 徹	秘書課	秘書係
聖	河口 晋也	市民課	市民係
乙女平	早坂 美智代	福祉課	地域包括支援係
王子平	堀川 千尋	人権同和政策課	男女共同参画係

^{※「}区サポーター」は、区ごとに原則1名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

令和4年度地域づくりサポーター 名簿(袮津地区)

任期:令和4年4月13日~令和5年3月31日

地区サポーター

役 職	氏 名	所属課	所属係
地区リーダー	花岡 清一	税務課	収納対策センター
地区サポーター	関 昌徳	上下水道課	業務係
地区サポーター	縵沢 幸子	生涯学習課	図書館係

^{※「}地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動(夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など)を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区名	氏 名	所属課	所属係
新 張	神津 貴志	地域づくり支援室	地域づくり支援係
出場	笠井 昌鷹	生活環境課	生活安全係
金井	花里 みなみ	総務課	総務係
新 屋	花岡 崚哉	文化・スポーツ振興課	文化係
東町	上原 渉	税務課	住民税係
西宮	戸堀 一真	建設課	住宅係
姫 子 沢	堀内 和樹	総務課	情報推進係
湯の丸	佐藤 和歩	文化・スポーツ振興課	スポーツ係
滝の沢	内村 友香	教育課	学校教育係
祢 津 南	春原 萌奈	子育て支援課	保育係
伊 勢 原	大村 明恵	市民課	市民係
奈 良 原	楢原 克也	上下水道課	水道係
鞍掛自治区	相場のみゆき	生涯学習課	図書館係
リードリーくらかけ	小林 靖宗	建設課	住宅係

^{※「}区サポーター」は、区ごとに原則1名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

令和4年度地域づくりサポーター 名簿(和地区)

任期:令和4年4月13日~令和5年3月31日

地区サポーター

役 職	氏 名	所属課	所属係
地区リーダー	上原 代夫	人権同和政策課	
地区サポーター	荒井 秀夫	生活環境課	生活安全係
地区サポーター	柳沢 真由美	税務課	収納管理係
地区サポーター	小宮山 久美	税務課	住民税係

^{※「}地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動(夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など)を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区名	氏 名	所属課	所属係
東上田	上野 清司	総務課	契約財産係
田沢	酒井 詠史	上下水道課	業務係
大 川	田中 朋子	福祉課	地域包括支援係
栗林	土屋 枝里香	教育課	学校教育係
海善寿	上野 堅弥	文化・スポーツ振興課	スポーツ係
曽 根	上野 麻紀	教育課	青少年教育係
東深井	堀茜	福祉課	高齢者係
西深井	横山 弘樹	福祉課	福祉援護係
西入	翠川 達也	福祉課	福祉推進係
東入	小暮 絵里子	福祉課	高齢者係
日向が丘	森山 悦代	福祉課	地域包括支援係
海善寺北	清水 悟	教育課	
寺 坂	大塚 伸吾	企画振興課	広報統計係
睦	本田 浩樹	商工観光課	観光係
-			

^{※「}区サポーター」は、区ごとに原則1名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

令和4年度地域づくりサポーター 名簿(北御牧地区)

任期:令和4年4月13日~令和5年3月31日

地区サポーター

役 職	氏 名	所属課	所属係
地区リーダー	岩下 雄司	生活環境課	
地区サポーター	掛川 一郎	子ども家庭支援室	
地区サポーター	大塚 明成	市民病院	庶務係
地区サポーター	小宮山 真二	農林課	担い手支援係
地区サポーター	大塚 伸夫	企画振興課	企画政策係

^{※「}地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動(夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など)を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区名	氏 名	所属課	所属係
上八重原	増田 賢一郎	税務課	資産税係
田楽平	中村 元徳	教育課	学校教育係
中八重原	岩下 由美	市民課	
下八重原	黒澤 しほ	農林課	担い手支援係
芸術むら	日向 大季	文化・スポーツ振興課	文化係
白 樺	宮尾 香	生活環境課	生活安全係
切久保	中山 尉織	上下水道課	水道係
八反田	堀口 海	福祉課	高齢者係
本下之城	田中 洋城	生活環境課	環境対策係
田之尻	山路 綾	子ども家庭支援室	子ども家庭支援係
宮	渡邉 恵美子	福祉課	地域包括支援係
畔 田	小松 祐基	生涯学習課	社会教育・公民館係
御牧原南部	渡邉 亮太	福祉課	高齢者係
御牧原北部	武井 淳一	健康保健課	地域医療推進係
布下	塚田 粧子	教育課	学校教育係
常満	小山 博志	農林課	農政係
島川原	赤川 悠	地域づくり支援室	地域づくり支援係
大日向	武井 英朗	建設課	管理係
光ヶ丘	堀 由紀子	生活環境課	クリーンリサイクル係
羽毛山	山浦 翔	総務課	総務係
牧ヶ原	安川 祐介	教育課	学校教育係
NV F= 11 10 4			\+ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

^{※「}区サポーター」は、区ごとに原則1名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

市報等の文書配布について

1 配布物

市報とうみ、議会だより、市関係団体の会報他

2 令和5年の文書等お届け日(予定)

下記の期日の午後に各区広報配布担当者(支区長等)へお届けします。

2月号	2/1 (水)	8月号	8/1 (火)
3月号	3/1 (水)	9月号	9/1 (金)
4月号	3/31(金)	10 月号	9/29(金)
5月号	5/1 (月)	11 月号	11/1 (水)
6月号	6/1 (木)	12 月号	12/1 (金)
7月号	6/30(金)	1月号	12/22 (金)

原則1日が配布日になりますが、1日が土日・祝日の場合、直前の開庁日に配布となります。新年1月号は年末年始を挟むため、12月22日(金)に配布となります。 東御市民カレンダーの配布が別途あります。(3月上旬予定)

3 市報等受領専用箱の設置

「受領箱」は、玄関先など、分かりやすく、雨が当たらない場所へ設置してください。 受領箱は、区長・支区長等(希望者)への貸与物品です。役員交代に伴い、後任者 へ引継ぎをお願いします。前任者が受領箱を貸与されていなかった場合は、下記まで 連絡をお願いします。

※市報等受領専用箱写真





4 配布部数の変更の連絡

配布部数に変更が生じた場合は、下記まで連絡をお願いします。

5 問い合わせ

企画振興課広報統計係(庁舎本館2階) 電話:64-5893

令和5年度市政運営説明会及び地域づくり懇談会の開催について

1 市政運営説明会

(1) 目的

市民の皆さんに東御市の市政運営方針や令和5年度重点事業について理解を深めていただくことで、市政への積極的な参加・協力による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

(2) 主催

東御市

(3) 開催日時及び会場(予定)

5月中旬 午後6時30分~7時30分 市内5地区公民館・コミュニティーセンター

(4) 参加者 (予定)

地区:区長、地域づくり協議会役員、地区在住市議会議員、一般市民 市 :市長、副市長、教育長、部長、関係課長、地域づくりサポーター

(5) 説明会の流れ(予定)

時間	項目	内容
18:30	開会	出席者紹介・市長あいさつ等
18:45	市政運営方針・重点事業につい	市の市政運営方針・重点事業について
	て	説明を行います。
	(説明ビデオ上映)	
19:00	市政運営方針や重点事業に対	市政運営方針、重点事業、市政全般等
	する意見・質問等、市政全般に	についての意見交換を行います。
	対する意見・要望等	
19:30	閉会	

2 地域づくり懇談会

(1) 目的

地域と市が、地域課題を理解・共有し、それぞれが、地域ビジョンの推進、実現に向けて何を行えば良いかを考え、より良い協働関係を築いていくことを目的とします。

(2) 主催

東御市・地域づくり協議会・区長会

(3) 開催日時及び会場(予定)

10月中旬 午後6時30分~8時30分 市内5地区公民館・コミュニティーセンター

(4) 参加者 (予定)

地区:区長、地域づくり協議会役員、地区在住市議会議員、各地区一般参加者

市 : 市長、副市長、教育長、部長、関係課長、地域づくりサポーター

(5) 懇談会の流れ(予定)

時間	項目	内容
18:30	開会	出席者紹介・市長あいさつ等
18:45	懇談	地域ビジョンから抽出した地域の課
		題に沿った要望・提案等に対する懇談
		を行います。
20:00	第3次東御市総合計画に関す	令和6年度から15年度を計画期間と
	る説明	してスタートする「第3次東御市総合
		計画」に掲げる将来都市像や基本目標
		等の内容について説明を行います。
20:30	閉会	

3 問い合わせ

企画振興課企画政策係(庁舎本館2階)電話:64-5806 地域づくり支援室(中央公民館2階)電話:75-5506

令和5年執行予定の選挙について

令和5年は、次のとおり「長野県議会議員一般選挙」が予定されていますので、ご 多用のところ恐れ入りますが、選挙執行にご協力をいただきますよう、よろしくお願 いします。

1 令和5年執行予定の選挙

選挙名	任期満了	告示日	投票日	期日前投票 期間
長野県議会議員一般選挙	令和5年	令和5年	令和5年	投票日前
文判 尔俄云俄貝 似医宇	4月29日	3月31日	4月9日	8日間

※ 立候補者が選挙すべき人数を超えない場合は、無投票となります。

2 依頼事項

次の事項を、文書等により依頼させていただきます。

(1) 投票管理者等の推薦について

投票の管理・立会を行う方の推薦をお願いします(27投票所)。

- ・投票管理者…各投票所に1名
- ・投票管理者職務代理者…各投票所に1名
- ・投票立会人…投票所の選挙人数により1~4名程度
- ※複数の区で一つの投票所を設けている場合は、該当区で調整をお願いするようになります。

(2) 公民館の借用について

公民館を投票所として使わせていただいている区については、投票前日と当日 の借用をお願いします。

(3) 選挙公報等の配布について

選挙公報等の選挙関連文書の配布をお願いします。なお、日程により市報等の文書配布日とは別にお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3 問い合わせ

東御市選挙管理委員会事務局(庁舎本館2階・総務課内)電話:64-5809

令和5年度 人権啓発学習会開催について

市では、全ての人が尊重されるまちを目指し、地域での人権同和教育の推進をしていく ために人権啓発学習会を開催しています。

様々な人権問題に一人ひとりが関心を持ち、正しい理解とより深い認識を持っていただくことが偏見や差別をなくすことにつながります。

コロナ禍の影響で、令和3・4年度は、各地区公民館で学習会を行ってまいりましたが、より多くの区民の皆さんに学習の機会を持っていただくため、令和5年度から従前どおり各区公民館で開催することとし、下記のとおり計画いたしました。

1 開催日と開催地区(予定) 「開催時間:19:00 ~ 20:30」

学習会は、2年に一度各区で開催しています。令和5年度は、田中地区、袮津地区、北御牧地区(上八重原区~宮区)で開催します。(令和6年度は、滋野地区、和地区、北御牧地区(畦田区~牧ヶ原区)を予定しています。)

開催日については、改めてお知らせします。

田中地区 【6月】

開催日	該 当 区	会場
6日(火)、8日(木) 13日(火)、15日(木) 20日(火)、22日(木) 27日(火)、29日(木)	加沢、常田、田中、県、 本海野、西海野、白鳥台、 城ノ前	各区公民館

祢津地区 【7月】

開催日	該 当 区	会 場
4日(火)、5日(水)、6日(木) 10日(月)、11日(火)、12日(水)、13日(木) 18日(火)、19日(水)、20日(木) 25日(火)、27日(木)	新張 (横堰・湯の丸含む)、 出場、金井、新屋、 東町(滝の沢含む)、 西宮、姫子沢、袮津南、 鞍掛自治区、伊勢原、 奈良原、 リードリーくらかけ	各区公民館

北御牧地区 【10月】

開催日	該 当 区	会 場
3日(火)、4日(水)、5日(木) 10日(火)、11日(水)、12日(木) 17日(火)、18日(水)、19日(木) 24日(火) 31日(火)	上八重原、田楽平、中八重原、 下八重原、芸術むら、白樺、 切久保、八反田、本下之城、 田之尻、宮	各区公民館

2 開催方法

区及び分館が中心となって、映画観賞と話し合いを主とした学習会を開催していただきます。

3 事前打ち合わせ

学習会をより有意義なものにするため、開催していただく概ね1か月前に、人権同和政策課と担当の人権同和教育指導委員がお伺いし、区役員・分館役員・PTA役員を対象とした事前打ち合わせを行います。

4 参加者の取りまとめ

開催日の1か月前に各区の分館長にご依頼します。お手数をおかけしますが、分館役員 等と連携をとっていただきますようお願いします。

5 問い合わせ先

人権同和政策課 人権同和政策係(東部人権啓発センター内) 12:64-5902

地域役員選出における男女共同参画の推進について

市では、社会のあらゆる場における方針の立案や決定に、男女が共同して参画する機会が確保されるよう、男女共同参画推進条例及び同基本計画を策定し、個別の施策を展開する中で推進を図っているところです。

基本計画では、区の運営に男女が協力して携われるよう地域役員における女性参画割合を 20%にすることを目標としていますが、下記グラフの通り達成できていない状況です。

つきましては、地域役員選出の際には、性別を理由として役員を固定的に分けることの ないよう、ご配慮とご協力をお願いいたします。

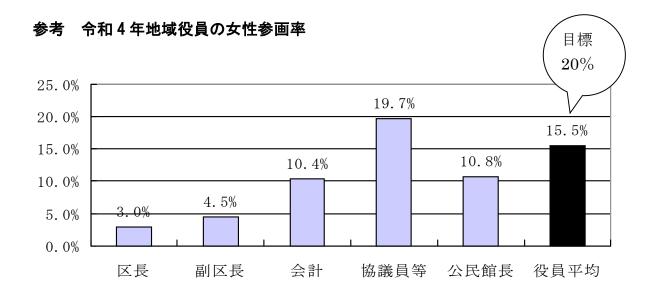
1 市からのお願い

(1) 女性の参画を促がすため区長会や地域づくりの会等に、資料提供や相談をさせて いただきます。

また、男女共同参画に係る東御市生涯学習出前講座もありますので区の役員会時等にご利用ください。

(2) 男女が共同で参画する地域づくりをめざして、東御市男女共同参画推進会議(市民団体)と、互いに語りあい学びあう地区懇談会を開催します。改めてご案内の通知をいたしますので、ご参加よろしくお願いします。

(令和5年度は、滋野地区と袮津地区予定しております。)



2 問い合わせ

人権同和政策課男女共同参画係(東部人権啓発センター内)電話:64-5902

2023 雷雷まつり踊り連参加のお願いについて

1 雷電まつりについて

雷電まつりは「市民の総参加・総和楽」の精神の下、地域住民のふれあいを育むことを目的として例年8月の第一土曜日に開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年から2022年の3年間は中止とさせていただきました。

本年(2023年)は、例年通りの日程ですと**8月5日(土)が開催予定日**となりますが新型コロナウイルス感染症状況等により中止、または縮小となる可能性もございます。つきましては、今後のスケジュール等を、次のとおりご案内させていただきますので、ご配意をお願いいたします。

2 今後のスケジュール等(予定)

(1) 開催日等について

遅くとも5月中旬までには「開催の是非」、「開催方法」、「開催日」などを決定し、 ご案内させていただく予定です。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、 開催を決定した後に中止とする場合もございますので、あらかじめご了承ください。

(2) 参加申し込みについて

6月上旬に、各区へ「参加のご案内」、「参加申込書」などをお送りしますので、参加申込書に参加の有無や参加人数等を記入していただき、申込期限(6月下旬)までに提出してください。

(3) 踊り講習会について

7月上旬より、東御市第一体育館及び北御牧ふれあい体育館において「踊り講習会」を全4回開催いたします。日程の詳細は、参加申込書の送付に併せてご案内いたしますので、多くの皆様のご参加をお願いいたします。(踊りインストラクターの各区への派遣は行っておりません。)

(4) その他

ア 今年も例年どおり特別賞(前回は12団体受賞)を用意する予定です。

イーその他、詳細については、下記までお問い合わせください。

3 問い合わせ先

商工観光課 商工労政係 (庁舎別館4階) 電話 0268-64-5895

市内における開発事業について

1 開発事業に係る届出について

「東御市環境をよくする条例」では、市内における開発事業(工場建設や分譲地造成等) について、市への届出を義務付けています。

事業者は事業着手前に、計画地における区等の長及び利害関係を有する区、並びに 周辺利害関係者に対し、事業計画を説明するとともに、計画の確認または同意を得た ことがわかる書面を届出書に添付することとしています。

※太陽光発電施設については、別冊「太陽光発電施設(再生可能エネルギー電気事業)設置に 関するガイドライン」に判断基準等を掲載していますのでご確認ください。

2 区等の対応について

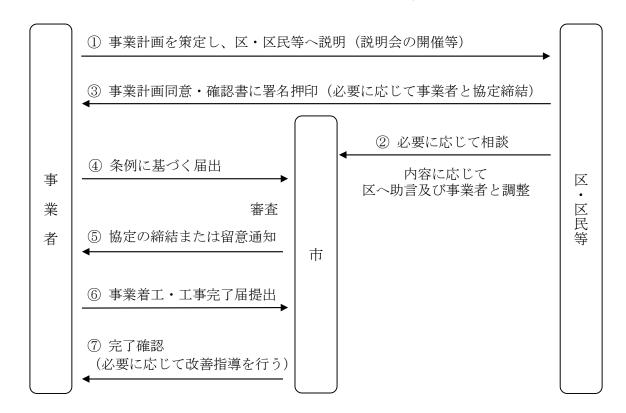
事業者から開発事業を行いたいと申出や相談があった場合、別紙「開発事業計画に おける確認項目の例示」等を参考に事業計画の確認をお願いします。

また、事業内容に応じて事業者に対し、説明会の開催を要請することができます。

内容に問題がなければ、事業計画同意・確認書(市様式)に署名押印をお願いします。 どのように対応すればよいか迷う場合は、市生活環境課へご相談ください。

3 開発事業の計画から完了までの流れ

事業の計画から完了までの流れは下図のとおりです。



<解説>

① 事業計画を策定し、区・区民等へ説明(説明会の開催等)【事業者→区・区民等】

⇒事業者は事業計画を区・区民等へ説明します。

区は事業内容に応じて、事業者に対し説明会の開催を要請することができます。

② 必要に応じて相談 【区・区民等→市】

⇒判断に迷う場合は市へ相談してください。 市は内容を伺い、区へ助言、事業者との調整等を行います。

③ 事業計画同意・確認書に署名押印 【区・区民等→事業者】

⇒区・区民等は、問題がなければ事業計画同意・確認書に署名押印してください。 必要に応じて区と事業者間で協定を締結することもご検討ください。

④ 条例に基づく届出 【事業者→市】

⇒事業者は着工 60 日前までに市へ、東御市環境をよくする条例に基づく届出を します。

⑤ 協定の締結または留意通知 【市→事業者】

⇒市は各種基準と届出内容を照合し、問題なければ市と事業者間で協定締結または 留意事項を通知します。

⑥ 事業着工・工事完了届提出 【事業者→市】

⇒事業者は事業を着工し、完了後には完了届を提出します。

⑦ 完了確認(必要に応じて改善指導を行う) 【市→事業者】

⇒市は、事業者からの完了届受理後に完了確認を行い、届出内容と相違がある場合 は事業者へ改善を指導します。

4 問い合わせ

生活環境課 環境対策係(庁舎本館1階) 電話:64-5896

【別紙】

開発事業計画における確認項目の例示

確認項目	チェック
●事業者、施工業者が明確か?	
(例 ・名称、住所、連絡先等は明示されているか? 等)	
●隣地及び周辺に災害の危険はないか?	
(例 ・計画地付近の特性(土砂崩れが多い箇所等)を踏まえ、	
安全対策を十分に講じているか? 等)	
●工事中または事業運営中の安全対策はどうか?	
(例 ・容易に工事現場へ立ち入れないようになっているか? 等)	
●雨水排水処理は地域特性(土質等)を踏まえた計画か?	
また、放流する場合は流末まで適切に処理できる計画か?	
(例・地下浸透または放流で隣地に影響が出ないか?等)	
●工事日程は無理のない計画になっているか?	
(例 ・あまりにも短期間または長期間の工事ではないか? 等)	
●緊急時の体制や対応は問題ないか?	
(例・緊急時にはすぐ駆けつけられる体制であるか?	
・緊急連絡先が明示されているか? 等)	
●ごみステーションはどこのものを使用するか?	
(例・新設するのか既設のものを使用するのか?	
・独自にごみステーションを設け、自身で処理を行うか? 等)	
●区として事業者等に遵守させる事項を伝え、必要に応じ協定を締結	
しているか?	
(例 ・道路保護及び事故防止のため、農道、通学路を使用しない	
・夜間の工事はしない	
・区費の納入やごみ当番について	
・定期的な草刈りや区内一斉清掃の協力について等)	
●事業により影響を及ぼすおそれのある区及び区民(周辺利害関係者)	
との合意形成が図られているか?	
(例・計画に反対の区民はいるか?反対の理由は何か?	
・反対の区民に対して事業者の対応はどうか? 等)	
●区役員または区民への説明は行ったか? (A) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	
(例 ・評議委員会等にかけ、計画を区民へ知らせたか? 等) ※東世中家に広じて東世者符・説明への開席も囲港してください。	
※事業内容に応じて事業者等へ説明会の開催を要請してください。	
●説明会での区民等の意見は、最終計画に反映されているか?	
(例 ・区民等の意見、要望に対し、真摯に対応したか? 等)	

[※]本確認項目は一例です。区の実情に応じて確認項目を加除してください。

地域で取り組む環境保全活動等について

「東御市環境をよくする条例」では、市民が健康で快適な生活を営むことができるよう市民・事業者・市の責務を定め、それぞれ協力し、環境保全に取り組むこととしています。 自治推進委員(区長)及び環境推進委員長の皆様には、この1年、地域が主体的に行う 環境保全活動等のリーダーとして、実情に応じた環境美化の推進をお願いします。

1 「東御市まちをきれいにする月間」について

市では6月の「環境月間」を「東御市まちをきれいにする月間」と位置づけ、全市的な環境保全活動を展開します。一人でも多くの方の参加にご協力をお願いします。

今年度はアレチウリの駆除を重点対策とすることを考えております。詳細につきましては別途ご通知いたします。

2 特定外来生物(植物)の駆除について

市内各所でアレチウリなどの特定外来植物の繁茂が目立っており、これらの植物は在来種を駆逐し、地域本来の美しい自然環境を乱すとともに、景観の悪化や交通の支障等を招きます。各区における駆除にご協力をお願いします。駆除方法につきましては別途ご通知いたします。

3 ごみの不法投棄、違法な野焼き(野外焼却)の防止

ごみの不法投棄と違法な野焼きは、個人のモラルが問われる問題ですが、区内でごみの分別と出し方のルールを再確認するとともに、不法投棄と違法な野焼きに対し「市民全員が監視者」となり、きれいなまちをめざしましょう。

不法投棄への対応について

悪質で事件性の高い不法投棄は、市及び警察で調査をしますので、 現場には手を付けずに、市生活環境課まで通報してください。 なお、投棄者不明の場合は土地所有者による処理が原則です。 土地所有者等が不明の場合は市へご相談ください。



野焼き禁止の例外について

農業を営む上でやむを得ない野焼きや軽微な落ち葉焚きなどは 野焼き禁止規定の例外ですが、住宅の近くでは燃やさない、 近所で洗濯物を干している時は燃やさない、隣近所に一声かける、 迷惑がかかったらすぐに消火する等、周囲への配慮を周知願います。



4 問い合わせ

生活環境課環境対策係(庁舎本館1階) 電話:64-5896

地域猫活動について

1 地域猫活動とは

野良猫の増加、野良猫に起因した生活環境被害をなくすため、地域の皆様や動物愛護団体の協力のもと、野良猫に不妊去勢手術を施し、餌及びトイレを適正に管理することにより一代限りの生涯を全うさせる活動です。野良猫の寿命は5年ほどと言われ、飼い猫に比べて短いため、この活動に取り組むことにより野良猫は徐々に減少し、糞尿などによる生活環境被害が改善します。

2 地域猫活動の具体的な内容

- (1)地域猫活動に協力いただける住民の方などから、**市が事前相談を受けます**。その際に、野良猫の状況等の聞き取りをします(必要に応じ、市や動物愛護団体が野良猫の捕獲等の協力をします)。
- (2) **動物病院で不妊去勢手術をします** (手術費用は住民の方や動物愛護団体に負担をいただきますが、費用の一部を市が補助する制度があります)。 \rightarrow 野良猫の増加を防ぎます。

(3) その他

無理のない範囲でご協力いただきたいこと

- ア <u>餌の管理をします</u> (餌は決められた時間に、決められた場所で与え、食べ残しは 片づけます)。 \rightarrow お腹を空かせてごみなどをあさらなくなります。
- イ <u>トイレの管理をします</u>(決められた場所にトイレを設置し、定期的に清掃します)。 → 庭や敷地内などへの糞尿被害の改善につながります。
- **3 市の補助について**(令和3年1月から野良猫の不妊去勢手術の補助を開始しました)
 - ・補助額上限:不妊手術(メス)8,000円、去勢手術(オス)5,000円
 - ・補助対象の猫:市内に生息している飼い主のいない猫
 - ・補助対象者:市内に居住する個人または市内で活動する団体
 - ※地域猫活動は地域で取り組む活動のため、ご理解とご協力をお願いします。

4 問い合わせ

生活環境課生活安全係(庁舎本館1階) 電話:64-5896

チャレンジデー2023 参加のお願いについて

1 チャレンジデーとは・・・

チャレンジデーとは、毎年5月の最終水曜日の午前0時から午後9時までの間に15分間以上継続して運動やスポーツを行った住民の参加率を競い合う、カナダ発祥の住民参加型スポーツイベントです。2022年には、全国の68自治体のおよそ100万人が参加しています。

東御市では、2014年からチャレンジデーに参加しています。

2 15分の運動といっても通勤や買い物でもOKです。

からだを動かすことであれば、スポーツ・運動のジャンルは問いません。

ラジオ体操、ストレッチ運動、マレットゴルフやゲートボールのほか、通勤や買い物のために 15 分歩くことも運動に含まれます。

(チャレンジデーは「ずくだすポイント」対象事業です。)

3 5月の最終水曜日はみんなでご参加ください。

今年の開催日は**5月31日州**です。10回目の参加となります。個人はもとより、自治会や企業の皆さんのご参加をお願いします。

チャレンジデー当日は、各区においても公民館活動と協力するなど、区民の皆さんが参加できる催しを計画するなどご協力をお願いします(公民館事業の補助あり)。

4 区でこのような取り組みはいかがでしょうか。

取り組みの例としてご検討ください。

- (例1) 区内のゴミ拾いをしながらのウォーキング
- (例2) いきいきサロンを開催して、参加の皆さんとストレッチ体操
- (例3) 区内の文化財・史跡めぐり学習会を兼ねたウォーキング

5 さて、今年の対戦相手は?

チャレンジデーは、ゲーム性を高めるために人口規模が近い自治体との対戦形式になっています。対戦相手の決定は3月中旬頃の予定です。

【過去の対戦成績】

年度	東御市	対戦相手		対戦結果
2014年	12,841 人 (41.3%)	茨城県行方市	17,373 人 (46.1%)	惜敗
2015年	16,682 人 (53.9%)	奈良県広陵町	9,526 人 (27.4%)	勝利
2016年	17,382 人 (56.5%)	大分県豊後大野市	15,990 人 (42.1%)	勝利
2017年	18,806 人 (61.5%)	島根県雲南市	24,837 人 (62.2%)	惜敗
2018年	19, 154 人 (63.0%)	茨城県常陸太田市	31,612 人 (59.7%)	勝利
2019年	18, 261 人 (60. 3%)	青森県藤崎町	10,666 人 (70.4%)	惜敗
2020年		コロナによる	る中止	
2021 年	13,694 人 (45.8%)	秋田県男鹿市	14,513 人 (55.3%)	惜敗
2022年	13,844 人(46.6%)	北海道士別市	5,336人(30.2%)	勝利

6 問い合わせ

文化・スポーツ振興課 スポーツ係 電話:75-1455

健康づくり推進員の推薦について

1 健康づくり推進員の役割及び活動内容

「自らの健康は自らつくる」意識の高揚と、区内及び地区内において健康増進の推進者として次の活動を担っていただきます。

- (1)健康づくりについての学習
 - ・健康づくり推進員全体研修会(年2~3回)、市外研修等への参加
 - ・地域づくり協議会との共催による研修会等の企画及び参加
- (2) 学習内容を家族や区内及び地域内に広める活動
 - ・健康づくり推進員の活動内容の紹介や地域で開催する教室等のご案内
 - ・各区における健康教室や学習会の開催
 - ・特定健診やがん検診の受診勧奨の声かけ
- (3) 市の保健事業への協力
 - ・結核検診(胸部レントゲン)受付補助等

2 任期および期間

(1) 任期:原則として2年間(区の実情に応じ異なります)

(2) 委嘱期間: 4月1日~翌年3月31日

3 推薦について

- (1) 区内及び地区内で健康づくり推進員の活動が実施できる人数
- (2) 選出の際には、男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨に基づき、性別を理由 として役員を固定的に分けることのないようご配慮をお願いいたします。

* 参考:令和4年度 地区別健康づくり推進員の男女比率の状況

	田中	滋野	祢津	和	北御牧	合計
男性割合	17.4%	20.9%	4.3%	13.2%	41.5%	18.5%
女性割合	82.6%	79.1%	95.7%	86.8%	58.5%	81.5%

4 お願い

- (1) 委嘱書交付式と研修会を4月に実施するため、正副会長の氏名及び住所の記入について ご協力をお願いします。名簿は3部作成していただき、1部は市へ提出し、残りの2部は 区長と健康づくり推進員の区会長が保管してください。
- (2) **名簿は2月24日(金)までに健康保健課へ提出ください。** 令和5年度役員が選出できない場合は、健康保健課までご一報をお願いします。
- (3) 健康づくり推進員内の引継ぎもお願いします。

5 問い合わせ・提出先

健康保健課健康増進係 電話:0268-64-8883 FAX:0268-64-8880

電子メール: kenko-hoken@city.tomi.nagano.jp

令和5年自治推進委員(区長等)へ依頼する業務等の年間予定表

この年間予定表は、自治推進委員のみなさん(区長会長及び区長)に依頼する主な業務等をお示しし、予めご承知をお願いするためのものです。

世界	時期	業務内容	内容	区長会長	区長	担当課	
自治権連委員会 への出席 ふれあい花いっぱい運動「花苗本数」の取りまとめ 取りまとめ 地域づくり支展室 頂間防政班」の編成及び活動計画の提出依頼 推薦 社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会 世域づくり支展室	毎月	配布物の依頼	配布		•	企画振興課	
□ 1月 □ □ □ □ □ □ □ □ □		消防出初式	案内		•	消防課	
1月	1月	「自治推進委員会」への出席	会議		•	地域づくり支援室	
清印防労災担 の報政		ふれあい花いっぱい運動「花苗本数」の取りまとめ	取りまとめ		•	地域づくり支援室	
「防犯指導員」「環境推進委員」の推薦		「消防防災班」の編成及び活動計画の提出依頼	提出		•	総務課	
日本		「福祉運営委員」の選出	推薦		•	社会福祉協議会	
3月 3月 3月 3月 3月 3月 3月 3月		「防犯指導員」「環境推進委員」の推薦	推薦		•	生活環境課	
公園寺班長の日常点候語音繁 携音繁 関係区 建設課 現設課 現立 現立 現立 現立 現立 現立 現立 現	οЯ	「健康づくり推進員」の推薦				健康保健課	
3月 男女共同参画のつどい 案内 ● 人権同和政策課 「区長期計画」の策定と助りまとめ 取りまとめ ● 地域づくり支援室 下ヤレンジデー」の参加 ● 主防災組織交付金申請書・請求書の提出 提出 ● 総務課 を務課 を務課 下で収置言説明多1への出席 集会 ● 正成理意説明多1への出席 上田中地区 人権同和政策課 上田中地区 人権同和政策 上田地区 上田地区 上田地区区 上田地区区区 上田地区区区 上田地区区区 上田地区区区 上田地区区区 上田地区区区 上田区区区 上田区区区区 上田区区区 上田区区区 上田区区区区 上田区区区区 上田区区区区 上田区区区区 上田区区区区 上田区区区区区区区区区区	2 H	公園等遊具の日常点検講習会	講習会		関係区	建設課	
男女共の参加のつとい 条内 ●	2 8	「河川モニター」の推薦	推薦		関係区	建設課	
日本の 日	ο Я	男女共同参画のつどい	案内			人権同和政策課	
「新の勇金」の取りまとめ 一	4 B	「区長期計画」の策定と取りまとめ	取りまとめ			地域づくり支援室	
5月 自主防災組織交付金申請書・請求書の提出	4月	「緑の募金」の取りまとめ	取りまとめ		•	農林課	
「市政運営説明会」への出席		「チャレンジデー」の参加	参加			文化・スポーツ振興課	
「雷電まつり」参加者の取りまとめ	5月	自主防災組織交付金申請書・請求書の提出	提出			総務課	
日本語の		「市政運営説明会」への出席	集会			企画振興課	
「区長期計画ヒアリング」への出席 連絡調整 地域づくり支援室市ポンプ操法、ラッパ吹奏大会 案内 第万勝県 生活環境課 生活環境課 生活環境課 生活環境課 生活環境課 性能会費」の取りまとめ 取りまとめ 社会福祉協議会 人権セミナー① 案内 人権同和政策課 不利が念式 案内 人権同和政策課 「在の一斉清掃活動実施報告書」の提出(第1回) 調査 「市防災訓練」への参加 歩加 数当区 南工報光課 下地域づくり整接会」での議題の取りまとめ 地域づくり支援室 市市災訓練」への参加 地域づくり支援室 市市災訓練」への参加 数加 数当区 南工報光課 下地域づくり競技会」での議題の取りまとめ 取りまとめ 地域づくり支援室 市市災訓練」への参加 参加 後前和政策課 大権セミナー③ 条内 人権同和政策課 大権同和政策課 大権セミナー④ 案内 人権同和政策課 大権セミナー④ 条内 人権同和政策課 大権セミナー④ 条内 人権同和政策課 大権を予学習会 北海地区(一部) 人権同和政策課 東御の日記念式典 東御の日記念式典 東御の日記念式典 東御の日記念式典 東御の日記念式典 東御の日記念式典 東衛の日記念式典 東衛の日記念式典 東御の日記念式典 東衛の日記念式典 東衛の日記念式典 東衛の日記念式典 東衛の日記念式典 東衛の日記念式典 東衛の日記念式典 東衛の日記念式典 東衛に大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		「雷電まつり」参加者の取りまとめ				商工観光課	
市ボンブ操法、ラッパ吹奏大会 東内 単抗課 単左活環境課 「住宅・土地統計調査員」の推薦 推薦 関係区 企画振興課 社協会費」の取りまとめ 取りまとめ 人権同和政策課 人権セミナー① 条内 人権同和政策課 人権を予学習会 次十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		人権啓発学習会	学習会		田中地区	人権同和政策課	
市ホンノ裸法、アッハ吹奏大会	6 П	「区長期計画ヒアリング」への出席	連絡調整			地域づくり支援室	
「住宅・土地統計調査員」の推薦	OA		案内			消防課	
7月		「まちをきれいにする月間」に伴う活動の実施	実施			生活環境課	
7月		「住宅・土地統計調査員」の推薦	推薦		関係区	企画振興課	
人権啓発学習会		「社協会費」の取りまとめ	取りまとめ			社会福祉協議会	
A権セミナー② 案内 ● (正副) 人権同和政策課 平和祈念式 案内 ● (正副) 人権同和政策課 「区内一斉清掃活動実施報告書」の提出(第1回) 調査 ● 生活環境課	7月					人権同和政策課	
平和祈念式		人権啓発学習会	学習会		祢津地区	人権同和政策課	
8月		人権セミナー②	案内			人権同和政策課	
「雷電まつり」への参加 参加 該当区 商工観光課 地域づくり懇談会」での議題の取りまとめ 取りまとめ 地域づくり支援室 参加 人権セミナー③ 条内 人権同和政策課 人権セミナー④ 案内 人権同和政策課 人権を予止の 人権同和政策課 人権を発学習会 学習会 北神牧地区(一部) 人権同和政策課 人権啓発学習会 学習会 北神牧地区(一部) 人権同和政策課 「地域づくり懇談会」への出席 集会 地域づくり支援室 「売い羽根共同募金」の取りまとめ 取りまとめ 社会福祉協議会 「桜苗木等の緑化木配布希望」の取りまとめ 取りまとめ 世域づくり支援室 大を商本等の緑化木配布希望」の取りまとめ 大会福祉協議会 長林課 「区内一斉清掃活動実施報告書」の提出(第2回) 「アレチウリ駆除実施報告書」の提出(第2回) 調査 生活環境課 「アレチウリ駆除実施報告書」の提出 調査 生活環境課 「自治推進委員会」への出席 会議 地域づくり支援室 人権同和政策課 人権同和政策課 人権同和政策課 人権同和政策課 人権同和政策課 大を同和政策課 大を同和政策課 大会議 世域づくり支援室 大権同和政策課 大きの調整業務 立ち合い 世域づくり支援室 工事等に伴う説明会、用地交渉及び現場立ち会い 連絡調整 連絡調整 連路調整 連路調整 該当区 消防課				●(正副)		人権同和政策課	
「地域づくり懇談会」での議題の取りまとめ	8月	「区内一斉清掃活動実施報告書」の提出(第1回)	調査			生活環境課	
「市防災訓練」への参加 参加 ◆ 総務課 人権セミナー③ 案内 人権同和政策課 人権セミナー④ 案内 人権同和政策課 人権同和政策課 人権を発生習会 案内 人権同和政策課 人権同和政策課 人権を発生習会 字習会 北卿牧地区(一部) 人権同和政策課 人権を発生習会 東御の日記念式典 「地域づくり懇談会」への出席 集会 ◆ 地域づくり支援室 「市、羽根共同募金」の取りまとめ 取りまとめ 世域づくり支援室 「桜苗木等の緑化木配布希望」の取りまとめ 取りまとめ 世法環境課 「区内一斉清掃活動実施報告書」の提出(第2回) 調査 生活環境課 「区内一斉清掃活動実施報告書」の提出 調査 生活環境課 生活環境課 「宣治推進委員会」への出席 会議 ◆ 地域づくり支援室 人権同和政策課 人権可のまちづくり市民の集い 自主防災組織交付金実績報告書の提出 提出 ・ 総務課 選挙時 「投票管理者・同職務代理者・立会人」の推薦 推薦 選挙管理委員会 区境の調整業務 立ち合い 連絡調整 正事等に伴う説明会,用地交渉及び現場立ち会い 連絡調整 連絡調整 該当区 消防課 1時別には、またいには		「雷電まつり」への参加	参加		該当区	商工観光課	
入権セミナー③							
人権セミナー④ 条内 人権同和政策課	QΒ	「市防災訓練」への参加	参加			総務課	
男女共同参画まちづくり地区懇談会 案内 滋野・祢津地区 人権同和政策課 人権啓発学習会 学習会 北御牧地区(一部) 人権同和政策課 東御の日記念式典 案内 総務課 総務課 「地域づくり懇談会」への出席 集会 ● 地域づくり支援室 「赤い羽根共同募金」の取りまとめ 取りまとめ 世域づくり支援室 「桜苗木等の緑化木配布希望」の取りまとめ 取りまとめ 農林課 「区内一斉清掃活動実施報告書」の提出(第2回) 調査 生活環境課 「アレチウリ駆除実施報告書」の提出 調査 生活環境課 「担当を養員会」への出席 会議 地域づくり支援室 人権でミナー⑤ 案内 人権同和政策課 人権尊重のまちづくり市民の集い 自主防災組織交付金実績報告書の提出 提出 総務課 選挙管理委員会 区境の調整業務 立ち合い 地域づくり支援室 上海政人は、大権に関する。 大権同和政策課 上海政策 上海政策 大権同和政策課 上海政策 上海政では、大権同和政策 上海政策 上海政策 上海政策 上海政が、	377	人権セミナ一③				人権同和政策課	
人権啓発学習会 学習会 北御牧地区(一部) 人権同和政策課 東御の日記念式典 案内 総務課 「地域づくり懇談会」への出席 集会 ● 地域づくり支援室 「赤い羽根共同募金」の取りまとめ 取りまとめ 社会福祉協議会 接苗木等の緑化木配布希望」の取りまとめ 取りまとめ 農林課 「区内一斉清掃活動実施報告書」の提出(第2回) 調査 生活環境課 「アレチウリ駆除実施報告書」の提出(第2回) 調査 生活環境課 生活環境課 「アレチウリ駆除実施報告書」の提出 調査 生活環境課 生活環境課 「自治推進委員会」への出席 会議 ● 地域づくり支援室 人権でミナー⑤ ス権尊重のまちづくり市民の集い 自主防災組織交付金実績報告書の提出 提出 ・ 総務課 選挙時 「投票管理者・同職務代理者・立会人」の推薦 推薦 選挙管理委員会 区境の調整業務 立ち合い 地域づくり支援室 工事等に伴う説明会、用地交渉及び現場立ち会い 連絡調整 連絡調整 建設課 消防課		人権セミナー④					
東御の日記念式典		男女共同参画まちづくり地区懇談会			滋野•祢津地区	人権同和政策課	
「地域づくり懇談会」への出席 集会		人権啓発学習会	学習会		北御牧地区(一部)	人権同和政策課	
「赤い羽根共同募金」の取りまとめ	10月	東御の日記念式典	案内			総務課	
「桜苗木等の緑化木配布希望」の取りまとめ 取りまとめ		「地域づくり懇談会」への出席	集会			地域づくり支援室	
T区内一斉清掃活動実施報告書」の提出(第2回) 調査		「赤い羽根共同募金」の取りまとめ	取りまとめ		•	社会福祉協議会	
T区内一斉清掃活動実施報告書」の提出(第2回) 調査		「桜苗木等の緑化木配布希望」の取りまとめ	取りまとめ		•	農林課	
Tアレチウリ駆除実施報告書」の提出 調査 単活環境課 11月 上活環境課 一自治推進委員会」への出席 会議 地域づくり支援室 人権セミナー⑤ 案内 人権同和政策課 人権尊重のまちづくり市民の集い 案内 人権同和政策課 自主防災組織交付金実績報告書の提出 提出 ・ 総務課 選挙管理委員会 選挙管理者・同職務代理者・立会人」の推薦 推薦 選挙管理委員会 区境の調整業務 立ち合い 地域づくり支援室 工事等に伴う説明会,用地交渉及び現場立ち会い 連絡調整 連絡調整 違設課 消防課							
「自治推進委員会」への出席 会議 地域づくり支援室 人権セミナー⑤ 案内 人権同和政策課 人権尊重のまちづくり市民の集い 案内 人権同和政策課 人権同和政策課 自主防災組織交付金実績報告書の提出 提出 総務課 総務課 選挙時「投票管理者・同職務代理者・立会人」の推薦 推薦 選挙管理委員会 区境の調整業務 立ち合い 地域づくり支援室 工事等に伴う説明会,用地交渉及び現場立ち会い 連絡調整 連絡調整 違設課 消防課	11月						
人権セミナー⑤ 案内 人権同和政策課 12月 人権尊重のまちづくり市民の集い 自主防災組織交付金実績報告書の提出 案内 人権同和政策課 選挙時「投票管理者・同職務代理者・立会人」の推薦 提出 総務課 区境の調整業務 立ち合い 地域づくり支援室 工事等に伴う説明会,用地交渉及び現場立ち会い 消火栓・貯水槽工事、警鐘楼修繕等の立会、連絡調整 連絡調整 建設課 消防課							
12月 人権尊重のまちづくり市民の集い自主防災組織交付金実績報告書の提出 提出 総務課 選挙時「投票管理者・同職務代理者・立会人」の推薦 推薦 区境の調整業務 立ち合い 地域づくり支援室工事等に伴う説明会,用地交渉及び現場立ち会い 連絡調整 連絡調整 達設課 消火栓・貯水槽工事、警鐘楼修繕等の立会、連絡調整 該当区 消防課					•		
12月 自主防災組織交付金実績報告書の提出	100				•		
選挙時「投票管理者・同職務代理者・立会人」の推薦 推薦 選挙管理委員会 区境の調整業務 立ち合い 地域づくり支援室 随時 工事等に伴う説明会,用地交渉及び現場立ち会い 連絡調整 重路調整 消火栓・貯水槽工事、警鐘楼修繕等の立会、連絡調整 連絡調整 該当区 消防課	12月						
返境の調整業務 立ち合い 地域づくり支援室 <td 1.2.<="" color:="" rowspan="2" table:="" td=""><td>選挙時</td><td></td><td></td><td></td><td>•</td><td></td></td>	<td>選挙時</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>•</td> <td></td>	選挙時				•	
随時 工事等に伴う説明会,用地交渉及び現場立ち会い 連絡調整 ● 建設課 消火栓・貯水槽工事、警鐘楼修繕等の立会、連絡調整 連絡調整 該当区 消防課						•	
随時 消火栓・貯水槽工事、警鐘楼修繕等の立会、連絡 <u>調整</u> 連絡調整 該当区 消防課	随時 <u> </u>				•		
					該当区		
		- 10			該当区	生活環境課	

(11 月自治推進委員会にて前区長様に依頼したものです) 4 地号外 令和 4 年 11 月 25 日

令和5年自治推進委員(区長) 様

東御市長 花岡 利夫

区長専用のメール配信のご利用について (依頼)

平素より、市政に対し、特段のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、市では、自治推進委員(区長)(以下「区長」という。)への緊急時等における行政情報等を 迅速かつ確実に伝達するための行政連絡手段として、区長専用のメール配信を行っています。

つきましては、区長専用のメール配信について、下記のとおりご案内いたしますので、是非、ご利用をお願いします。

記

- 1 区長専用のメール配信の申込方法について
 - (1) 配信情報の内容 <u>※一般市民向け「メール配信@とうみ」とは別です</u> ア【緊急時】区長への連絡を必要とする行政情報等 (災害・火災・不審者・行方不明者・有害鳥獣出没情報等)
 - イ【緊急時以外】区長への簡易な事務連絡等

(会議の出欠席の確認、イベント・行事等の開催情報及び変更情報等)

- (2) 配信期間 区長任期中です。
- 区長任期中です (3) 受信方法
 - 携帯電話メールでご利用ください。なお、メール利用料金(受信料金)が発生しますので予めご了承ください。
- (4) 申込方法 別紙「区長向け 東御市配信メール 手順書」参照
- (5) 申込期限 令和5年1月6日(金)

- 2 その他
 - (1) メール送信できない場合

お手数ですが、携帯電話会社に相談していただくか、地域づくり支援室までご連絡をお願いします。

(2) 携帯電話のメールをご利用していない場合

できるだけ携帯電話のメール加入をお願いしたいと思いますが、できない場合には、パソコンの電子メールへの情報提供となりますので、お手数ですが、<u>その旨、1月6日までに、地域づくり支援室あてご連絡をお願いします。</u>

東御市企画振興部地域づくり支援室

(室長) 井上 祐一 (係長) 神津 貴志 (担当) 赤川 悠

〒389-0592 (長野県) 東御市県 281 番地 2 (電話) 75-5506 (FAX) 64-5610 (電子メールアト・レス) chiiki@city.tomi.nagano.jp

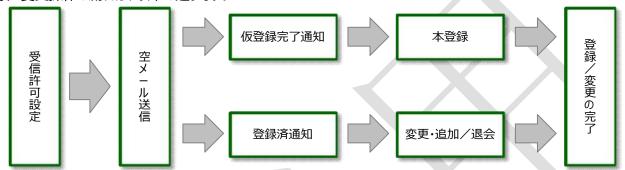
【区長向け】 東御市配信メール

【利用者向け】新規登録/登録情報の変更・追加/退会 手順書

※この登録手順書は、登録終了後も登録情報の変更の際などに必要になりますので、大切に保管してください。

(はじめに) 登録/追加・変更/退会操作の流れ

登録/変更操作の流れは、以下の通りです。



(1) 受信許可設定 (迷惑メールフィルターの設定を変更します。)

携帯キャリア(docomo、au、softbank)の「迷惑メールフィルター」の設定を変更してメールを受信できるようにします。

1	送信元の、ドメインを ドメイン : @sg-m.jp
2	URL 付きメールの受信を許可する設定にしてください。

- ※a) 迷惑メールフィルターは**有効にしたまま**、受信許可設定を追加してください。
- ※b) 詳細な設定方法は、携帯各社 HP の迷惑メール対策のページをご参照ください。
- ※c)それでも不明な場合は、携帯ショップへお問い合わせください。
- ※d) 当システムから配信するときのアドレス(送信元アドレス)は、「tomi-city@sg-m.jp」となります。

(2)空メールの送信 (登録状況を確認します。)

空メールを送信して、受信したメールの内容を確認します。

① 空メールアドレス	② QRコード	③ 所属 ID
t-tomi-city@sg-m.jp		841523

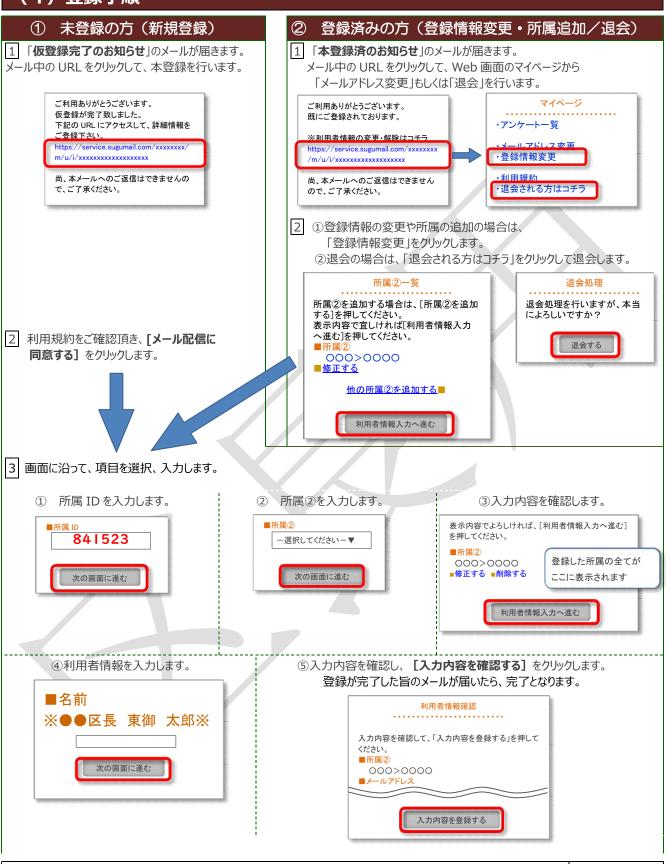
- ※a)「空メール」とは、件名や本文が何も記述されていないメールを示します。
- ※b) iPhone の場合は、仮で件名や本文の入力が必要になります。

(3)返信メールの確認 (①未登録? / ②登録済み?)

返ってきたメールから、登録済みか、それとも未登録かを判断します。

※a) 空メール送信後、メールが返ってこない場合は、(1) を再度ご確認ください。

(4) 登録手順



【よくあるお問い合わせ】 右の QR コードを読み取るか、URL を入力してご覧ください。 https://service.sugumail.com/tomi-city/faq/m/ ※携帯会社ごとの迷惑メール設定の方法もご確認いただけます。

